

東京慈恵会医科大学葛飾医療センター 面会規程

（目的）

第1条 本規程は東京慈恵会医科大学葛飾医療センターにおける入院患者への面会について必要な事項を定め、入院患者に精神的な安定、治療意欲や身体機能の向上、また患者および院内の安全を確保することを目的とする。

（基本原則）

第2条 入院中の患者とその家族等との面会は、患者の療養生活の質の向上および尊厳の保持に資するのみならず、円滑な退院支援を行う上でも重要であることを踏まえ、当院は感染防止対策等の正当な理由がない限り、面会を妨げない。

（面会可能場所）

第3条 面会が可能な場所は病室内及び病棟内デイルームとする。

（面会受付）

第4条 防災センターにて面会申込書を作成の上、受付を行う。面会受付を終えた者は所定の面会証を首からかけ面会を行う。

（面会制限）

第5条 入院患者への感染防止等を目的に、以下に該当する者は面会を制限する。

- （1）面会受付時の発熱
- （2）面会日を含めた1週間以内の発熱、かぜ症状（鼻水、咳、咽頭痛、喉の不快感）、胃腸炎症状（吐き気、嘔吐、下痢）、発疹、目の充血の症状を有する
- （3）新型コロナウイルス感染症罹患後10日以内
- （4）インフルエンザ罹患後10日以内
- （5）面会する日を含め1週間以内に第5条（3）～（4）の症状を有する者と接触した場合
- （6）15歳以下（中学生以下）のお子様
- （7）周辺地域における新興感染症等の発生状況により、感染拡大防止を目的に病院が面会制限の必要性を判断した場合。

なお、病状説明、重症患者又は終末期等の場合は個別に面会を認めることがある。

（面会時の遵守事項）

第6条 面会を行う者は以下を遵守する。

- （1）マスク着用
- （2）病院内・病室内入室時の手指衛生（手指消毒・手洗い）実施
- （3）面会后3日以内に第5条で掲げる症状が発生した場合の面会病棟への連絡
- （4）面会中の食事禁止

（周知方法）

第7条 本規程は以下の方法によって患者、家族等面会者に周知を行う

- （1）入院時の説明及び面会受付時
- （2）院内掲示

（規程の制定及び見直し）

第8条 本規程は、病院運営の状況、社会情勢の変化並びに本規程に係る法令及び省令等を踏まえ、定期的に見直しを行うものとする。

附則

本規程は令和8年6月1日より施行する。